

《 高知女子大学看護学会誌投稿規定 》

1. 投稿者の資格

投稿論文の筆頭研究者は本学会員に限る。
(共同研究者はこの限りではない。)

但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類

1) 原稿の種類は論壇、原著論文、研究論文、総説、資料、その他であり、その内容は以下のとおりとする。著者は原稿にその種類の何れかを明記するものとする。

- (1) **論 壇**：看護実践・教育・管理、看護の動向などについての提案や提言
- (2) **原著論文**：独創的な仮説や方法論などを用いた研究論文、看護実践に関する科学的報告
- (3) **研究論文**：実態調査や既存の研究で活用された方法を用いた看護に関する研究論文
- (4) **総 説**：過去に報告された研究・調査論文の総括、解説
- (5) **資 料**：看護に関する記録上重要なもの、または参考になる社会科学、自然科学に関する記録やまとめ

2) 投稿論文は未発表あるいは未投稿のものに限る。また、本誌投稿中、他誌への投稿をしてはならない。

3. 投稿手続き

1) 投稿原稿は3部を送付する。うち2部は、氏名、所属、謝辞を取り外し、著者を特定する事項を隠すための処理を行う。

2) 原稿は封筒の表に「高知女子大学看護学会誌原稿」と朱書し、下記に書留

郵送する。

〒781-0111 高知市池2751-1

高知女子大学看護学部内

高知女子大学看護学会編集委員会

4. 原稿の採否

- 1) 原稿の採否は査読をへて編集委員会が決定する。
- 2) 編集委員会の判定により、原稿の種類の変更を著者に勧めることがある。

5. 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

6. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

7. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成する。最終原稿とともにフロッピーの提出を依頼する。
- 2) 投稿原稿の種類を問わず、A4判横書きで、1行の文字数を40字、1ページの行数を35行とし、適切な行間をあけ、10枚以内(図・表を含む)とする。
- 3) 外来語はカタカナで、外国人名、適当な日本語訳がない術語などは原則として活字体の原綴で書く。
- 4) 図、表および写真は、図1、表1、写真1等の番号をつけ、本文とは別に一括し、本文原稿の右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。
- 5) 文献記載の様式
 - (1) 文献のうち引用文献は本文の引用箇所(肩に1)、1)~4)など番号で示し、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。参考文献は著者名のアルファベット順に列記する。

(2) 記載方法は下記の例示のごとくとする。

- ① 雑誌の場合……著者名：表題名、雑誌名、巻（号）、頁、西暦年次。
- ② 単行本の場合…編著者名：書店（版）、頁、発行所、西暦年次。
- ③ 訳本の場合……原著者名：書名（版）、発行年次、訳者名、書名、頁、発行所、西暦年次。

6) 原稿には表紙を付け、上半分には表題、英文表題、著者名（ローマ字とも）、所属機関名、図、表および写真などの枚数を書き、日本語キーワード4個以内を記す。下半分には赤字で希望する原稿の種類、別刷必要部数、編集委員会への連絡事項および連絡者の住所氏名などを付記する。

7) 投稿論文には、必ず400字程度の和文要約をつける。

8. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲 載 料 規定枚数を超過した分については、所要経費を著者負担とする。
- 2) 別 刷 料 別刷は全て実費を著者負担とする。
- 3) そ の 他 図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附 則

1. この規則は、平成9年9月1日から施行する。
2. この規則の改正は、平成11年6月19日から施行する。
3. この規則の改正は、平成18年7月8日から施行する。